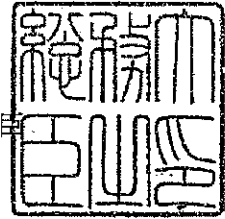




総統消第136号の2
平成26年7月4日

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会会長 殿

総務大臣



平成26年全国消費実態調査等への協力について（依頼）

総務省統計局では、本年9月から11月までの3か月間、全国の約56,400世帯を対象とした「平成26年全国消費実態調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

本調査結果は、生活保護基準や年金給付水準の検討、高齢社会対策といった国の政策の基礎資料として利用されるだけでなく、地方公共団体の福祉行政や消費者行政、民間企業、研究所などでも幅広く利用されます。

正確かつ円滑に本調査を実施するため、調査に対する国民の理解を得ることが不可欠であり、当局においても各種広報活動を行っているところです。

つきましては、貴会の会員各社に対し、統計法第30条の規定に基づき、別添のとおり、調査が実施されることの周知、居住状況に関する情報の提供などについて、貴会発行の機関誌等への調査の実施に関する記事の掲載などを行うなど、調査員が世帯を訪問する際に、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、本調査は、地方公共団体を通じて行うこととしており、貴会の地方組織及び会員各社に対し、地方公共団体から協力依頼がありましたら、重ねて特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、統計局では、このほかに毎月、世帯を対象とした基幹統計調査として、家計調査、労働力調査及び小売物価統計調査を実施しています。これらの統計調査は、個人消費の動向、完全失業率及び消費者物価指数など、我が国の経済情勢の基本的な動向を把握し、経済・社会政策等の立案のために重要な経済指標を得るためのものでありますので、これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

【連絡先】

総務省統計局統計調査部消費統計課
企画指導第二係
TEL 03-5273-1173(直通)

平成26年全国消費実態調査への協力について

マンション・アパート等の管理組合、管理会社、管理人の皆様へ

- 総務省統計局では、平成26年9月から11月までの3か月間、都道府県・市町村を通じ「平成26年全国消費実態調査」を実施します。
- 都道府県知事が任命した「統計調査員」が、建物にお住まいの世帯にお伺いした際は、ご協力をお願いいたします。

全国消費実態調査
について

国が実施する重要な統計調査です。

- 全国消費実態調査は、家計の構造を「所得」、「消費」、「資産」の3つの側面から総合的に把握することを目的として、5年ごとに行っている調査です。
- この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、基幹統計調査として国が実施するものです。
- 調査の結果は、生活保護基準や年金給付水準の検討、高齢社会対策といった国の政策の基礎資料として利用されるだけでなく、地方公共団体の福祉行政や消費者行政、民間企業、研究所などで幅広く利用されます。

ご協力いただく
内容について

統計調査員が、建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

- 調査実施に先立ち、調査員が、調査対象となる地域を確認し、居住する世帯にリーフレットを配布します。（調査員は、「調査員証」を携帯しています。）
- その後、調査対象に選定された世帯には、調査票の記入のお願いに再度伺うこととなります。
- 調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。
- しかし、オートロックマンションなどについては、厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースも多く、調査が円滑に行われないケースも想定されます。
- そのような場合、調査員が建物内に入り世帯の方にお伺いできるよう、管理組合・管理会社・管理人の皆様のご協力をお願いします。
- また、昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、皆様に居住状況などをお尋ねすることがありますので、同様に協力をお願いします。

ご協力いただく
法的根拠について

統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものですので、ご協力をお願いします。

- 個人情報保護法では、民間の個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています。（個人情報保護法第23条第1項）
統計法第30条の規定に基づく協力の要請があった場合には、この「法令に基づく場合」に該当することから、要請を受けたものは、個人情報であっても本人の同意なしに情報を提供することが認められています。

- 統計調査により集められた個人情報は、統計法により厳格に保護され、調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたりすることは絶対にありません^(注)ので、ご安心ください。

^(注) 調査関係者が、職務上知り得た秘密を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、懲役又は罰金が課せられます。

■統計法（抄）（協力の要請）

第30条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

調査結果はホームページをご覧ください。

全国消費実態調査

検索



総務省統計局 URL : <http://www.stat.go.jp/>

※ 家計調査、労働力調査及び小売物価統計調査についても、ご協力をお願いいたします。